

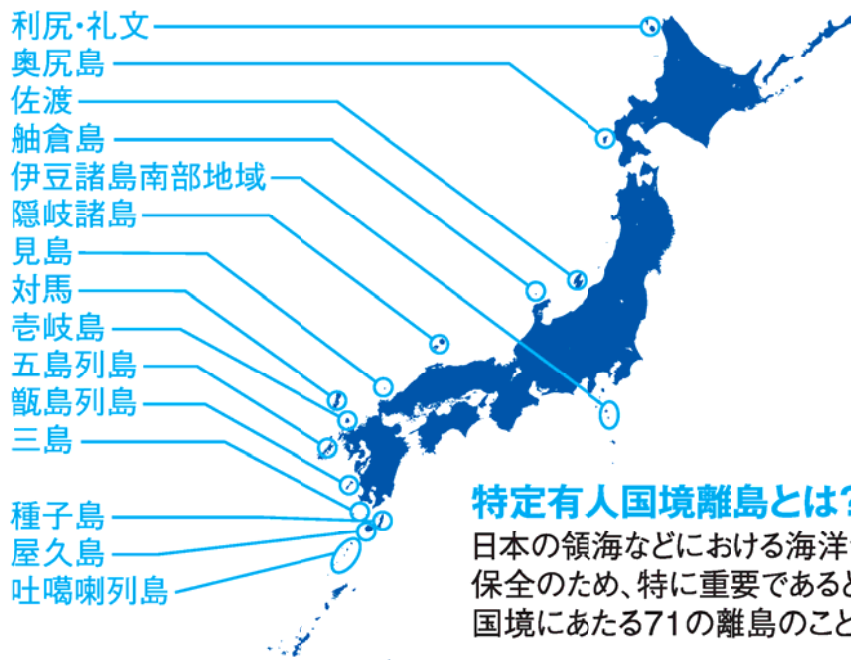
平成29年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

- 雇用機会拡充事業 -
(佐渡市雇用機会拡充事業補助金)

第2回公募要領

特定有人国境離島



特定有人国境離島地域※における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

平成29年7月 佐渡市

目 次

1	事業目的	・・・ 2
2	募集期間	・・・ 2
3	補助対象者	・・・ 2
4	事業に関する要件	・・・ 3
5	雇用に関する要件	・・・ 4
6	事業計画期間	・・・ 4
7	補助対象経費	・・・ 6
8	補助対象事業費の上限額	・・・ 6
9	事業計画書の作成	・・・ 6
10	審査選定	・・・ 7
11	補助金の返還等	・・・ 9
12	事業実績報告書の作成	・・・ 10
13	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・・・ 10
14	応募手続き	・・・ 10
15	照会先	・・・ 11
16	公募スケジュール	・・・ 11
別表	雇用機会拡充事業の対象経費	・・・ 12
	提出必要書類	・・・ 14
	様式第1号 佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付申請書	・・・ 15
	様式第2号 佐渡市雇用機会拡充事業補助金事業計画書	・・・ 17
	事業期間確認書	・・・ 24

1 事業目的

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で71の離島が指定されています。

2 募集期間

平成29年7月3日（月）～8月4日（金）

※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

3 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 佐渡市内において創業する者（事業を承継する者を含む。）
- ② 佐渡市内の事業所において、事業拡大を行う者
- ③ 主として佐渡市の商品、サービス等の販売を目的として佐渡市以外の地域において創業する者

雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは、

- ・ 個人開業又は会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

事業拡大とは、

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと。

4 事業に関する要件

雇用機会拡充事業（第2回募集分）を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。
 - イ) 創業の場合、初年度の交付決定日から平成32年の2月末日までに従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる
 - ロ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる
 - ハ) 佐渡市以外の地域において創業する者の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある佐渡市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

（留意事項）

- ・ ビジネススペースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 交付決定日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。
- ・ 同一の事業者、人物が複数の申請をすることはできません。

5 雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、佐渡市における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を新たに雇用^{*}し、計画期間終了後もその雇用を継続していただく必要があります。（所定労働時間が週20時間以上の常用雇用者を雇用人数の最小単位として計算して下さい。これ未満の雇用者は、1名とカウントしません。）

※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

- ② 佐渡市に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
- ④ 交付決定日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、30日以内に別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりませんのでご注意ください。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認や雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行いますのでご注意ください。

6 事業計画期間

平成29年度第2回の事業計画期間は、交付決定日（平成29年9月初旬を予定）から平成30年2月28日までの期間です。補助金交付を受ける期間及びその後2年間（平成32年2月29日）までの事業計画を提出して下さい。

ただし、佐渡市では、以下の種類のいずれかに該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で5年間の事業計画の申請を受け付けることとしています。

なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、補助金交付の可否

は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

※佐渡市が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

- ① 佐渡地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例えば、島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行者の呼び込み等）に合致する事業
- ② 「佐渡市将来ビジョン」第5章「持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略」又は「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」目指す方向性に合致し、指標、基本目標等の達成に大きく寄与するものと認められる事業
※「佐渡市将来ビジョン」及び「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は佐渡市のホームページに掲載しています

複数年度申請の場合、2年目以降の補助金申請において、事業実施者による事業が次に掲げる事由に該当する場合には、補助金の交付ができません。

- ① 事業実施者となった事業者の事業所全体における雇用者数が、前年度における補助金交付決定日における雇用者数を下回っている場合
- ② 交付対象経費として計上している人件費による雇用以外に雇用創出効果が見込まれない場合
- ③ 交付対象の事業実施年度の12月末日が属する年における当該事業による収入額（本補助金を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と参入できる経費）を上回って黒字となる場合

なお、事業計画期間中に補助対象事業費に計上できる設備費及び改修費（レンタル、リースにより事業期間中にわたって経費を計上するものを除く。）については、原則として事業計画期間中の1か年度に限るものとし、新たに設備費及び改修費に係る補助金を受けたい場合には、一旦事業を終了し、改めて新規の事業として申請を行うこととします。

7 補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、別表のとおりです。補助対象経費は、事業に

使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。また、事業の実施に当たっては、以下に留意してください。

- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定して下さい。
- ② 交付決定日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。また、実施期間内に契約、取得及び支払いを完了させてください。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等に対応の方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応して下さい。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。

8 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は事業計画期間1年間あたり、下表の左欄の区分毎に応じ、右欄の額となります。事業実施者は、補助対象事業費の4分の1以上の額（下表の括弧内の額）は自己負担する必要がありますので、ご注意ください。

区 分	補助対象事業費の上限額
創 業	600 万円（150 万円）
事業拡大	1,600 万円（400 万円）
設備投資を伴わない事業拡大※	1,200 万円（300 万円）

※設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

9 事業計画書の作成

事業実施者は、佐渡市雇用機会拡充事業補助金事業計画書（様式第2号）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出して下さい。

1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後から平成32年2月29日まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、平成34年2月28日まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成していただきます。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

2) 新潟県計画との整合

新潟県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）第 4 条に規定する国の基本方針に基づき、同法第 10 条に規定する新潟県の計画（「新潟県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」）を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載していますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について記載する必要があります。新潟県の計画につきましては、新潟県のホームページに掲載しています。

3) 補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「3 経費明細書」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載してください。

10 審査選定

事業実施者からの事業計画等の提出書類（13 応募手続き参照）の申請を受けて、「4 事業の実施要件」「5 雇用に関する要件」に関する適合性について1次審査を行った上で、佐渡市において審査会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に佐渡市長が交付決定を行います。

審査は以下の観点から行われます。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

常用雇用人数を評価項目とし、基準値を3人とした評価を行うほか、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）

があるようなものについても評価項目として審査します。

② 事業性、成長性、継続性の判断

イ) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に 対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ハ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業への趣旨の合致

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

イ) 佐渡市外の需要を取り込み、佐渡市内の経済及び雇用を拡大させる事業であること

(代表的な例：佐渡市を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に佐渡市外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの)

ロ) 佐渡市内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で佐渡市内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること

ハ) 佐渡市以外の地域から事業所を移転して行う事業、佐渡市以外の地域から移住して創業する事業など、佐渡市への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること

ニ) 佐渡市外から人材を一元的に募集・確保して佐渡市内に不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に

調達が見込まれていることが必要です。

※雇用機会拡充事業の交付決定がされた場合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払いになります。それまでの間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので十分にご留意ください。

事業計画書の「2 事業内容」の資金計画の補助金交付相当額の手当手法については確実に記載してください。

(留意事項)

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下のような事業については補助金交付の対象としないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

イ) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業

ロ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの

ハ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業

ニ) どのように対価を得て事業を営むか不明な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業

ホ) 他の補助金で実施したほうが明らかに適切であると思われる事業

なお、審査会において事業実施者から事業内容等についてのプレゼンを行っていただく場合がありますので、ご注意ください。

1 1 補助金の返還等

次のいずれかに該当した場合は、補助金の支払いが完了した後であっても交付決定の取り消し又は変更を行い、補助金の全て又は一部の返還が生じることにご注意ください。

偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

補助金の交付決定に付された条件（例：雇用計画の達成等）に違反したとき。

その他、市長が補助金の交付が適当でないとしたとき。

なお、事業の計画が変更等になった場合は、変更等の申請が必要となりますが、雇用人数が減少する場合の変更については、補助金の全て又は一部の返還が生じることに十分ご注意ください。

1 2 事業実績報告書の作成

採択された事業実施者は、事業完了後に佐渡市雇用機会拡充事業補助金事業実績報告書（様式は別途お示します。）に佐渡市雇用機会拡充事業補助金実績報告内訳書（様式は別途お示しします。以下「実績報告内訳書」という。）を添付して報告する必要があります。

また、補助金交付終了後3年間分の事業実施状況についても、実績報告内訳書により報告をいただきます。

1 3 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

本補助金と併せて、別途、国（内閣府）の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業により、指定金融機関から利子補給により無利子（低利）融資が最長5年間（元金据え置きあり）、融資上限額7,200万円が受けられる可能性があります。

※利子補給事業につきましては、国などから詳細が示されましたら、市のホームページ等により、改めてお知らせします。

1 4 応募手続き

雇用機会拡充事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

（1）14 ページに記載した【提出必要書類】のとおりです。

※佐渡市ホームページにも掲載しています。

（2）提出先

〒952-1292

新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所 企画財政部 企画課 宛

（3）提出方法 郵送又は持ち込み

1 5 照会先

公募に関するお問い合わせは、以下にお願いします。

佐渡市役所 企画財政部 企画課

T E L : 0259-63-3802

F A X : 0259-63-5126

E-mail : kikaku@city.sado.niigata.jp

16 公募スケジュール

時 期	佐渡市	事業者の皆さま
7月3日(月)	公募開始	
		← 質問
		← 申請書等の提出
7月12日(水)	制度説明会	
	↓	
8月4日(金)	募集締切	
(募集締切後)	書面審査(必要に応じヒアリングを行います。)	
8月下旬	審査会の開催	
8月下旬	事業者の決定	
9月初旬	交付決定	→ 事業開始
翌年2月28日(水)		事業完了期限
翌年3月中旬	交付金額確定	← 事業実績報告期限
	交付金支払	← 交付金請求

別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	・ 創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費(設置、据付

	<p>工事を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 <p>注) 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。</p> <p>注) 売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。</p> <p>注) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） <p>注) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。） ・創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。） ・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 <p>注) 代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。</p>

研究開発費	・ 商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
島外からの事業所移転費	・ 佐渡市外から佐渡市内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転に係る諸経費
従業員の教育訓練経費	<p>・ 従業員の資格取得（佐渡市内で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）</p> <p>注）求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。</p>

【提出必要書類】

申請書類		部数	
1	佐渡市雇用機会拡充事業補助金申請書（様式第1号）	原本	1部

		コピー	1部
2	佐渡市雇用機会拡充事業補助金計画書（様式第2号）	原本	1部
		コピー	1部
3	1. 2を記録した電子媒体（CD-R）	原本	1部

添付書類			
創 業	○住民票	原本	1部
	○市税等の滞納がないことの証明書	コピー	1部
	○開業届（交付決定後に提出して下さい。）		
	○事業期間確認書		
	○積算明細書など経費詳細のわかる資料（任意様式）		
事 業 拡 大	【個人事業主の場合】		
	○住民票	原本	1部
	○過去3年分の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの）	コピー	1部
	○市税等の滞納がないことの証明書		
	○事業期間確認書		
	○積算明細書など経費詳細のわかる資料（任意様式）		
	【法人の場合】		
	○履歴事項全部証明書	原本	1部
	○過去3年分の確定申告書（税務署受付印のあるもの）	コピー	1部
	○過去3年分の決算書（貸借対照表、損益計算書）		
	○過去3年分の事業報告書、貸借対照表（NPO等の場合）		
	○市税等の滞納がないことの証明書		
	○事業期間確認書		
	○積算明細書など経費詳細のわかる資料（任意様式）		

様式第 1 号（第 10 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

印

（団体の場合は団体名及び代表者名）

佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付申請書

佐渡市雇用機会拡充事業補助金の交付を受けたいので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業の完了予定年月日	
補助金交付申請額	円

【添付書類】

- 1 誓約書（別紙 1）
- 2 事業計画書（様式第 2 号）
- 3 その他必要な書類

別紙（様式第1号関係）

誓約書

当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の3年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 訴訟又は法令順守上の問題を抱えているものでないこと。
- 2 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。
- 3 市税等を滞納していない者であること。
- 4 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと。
- 5 佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱別表第2に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

印

（団体の場合は団体名及び代表者名）

佐渡市雇用機会拡充事業補助金事業計画書

1 申請者

①申請者概要

ふりがな 氏名 (代表者氏名)		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	□大正、□昭和、□平成 年 月 日 (歳)
会社名				区分	□1. 法人 □2. 個人
連絡先住所等	〒 ー			現在の職業	□1. 会社役員 □2. 個人事業主 □3. 会社員 □4. パートタイマー・アルバイト □5. 学生 □6. 無職 □7. その他 ()
	TEL				
	FAX				
	E-mail				
現在の事業概要 (既に事業を営んでいる場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の事業形態 □株式会社、□合同会社、合資会社、合名会社、□一般社団法人・財団法人、 □特定非営利活動法人、□協同組合、□その他 ・現事業の年数 年 ・申請 □初回申請 □複数年申請 (年目)、初年度採択日 平成 年 月 日 ・現事業の内容 				
職 歴	□昭・□平 年 月				
	□昭・□平 年 月				

②実施形態

事業開始日	平成 年 月 日	
開業・法人設立日 (予定日)	平成 年 月 日	
申請区分	□1. 創業 □2. 事業拡大 □3. 事業拡大(設備投資を伴わない)	
事業実施地 (予定地)	〒 ー	事業 形態
産業分類 ※経済センサスの 事業分類による		
資本金又は 出資金	千円	
株主又は 出資者数	名	

□1. 個人創業
↳ □補助事業期間中の法人化も検討している

□2. 会社設立
↳ □2-1 株式会社
□2-2 合名会社
□2-3 合資会社
□2-4 合同会社

□3. 事業承継
↳ □3-1 個人承継
□3-2 法人承継

□4. 事業拡大
↳ □4-1 規模・能力拡大
□4-2 新事業進出

役員・従業員数 ※従業員等の区分は別添による	合計	名 うち現在週 20 時間以上勤務している常用雇 用人数を記載してください。 名	内訳	①個人事業主 名	⑤正社員・正職員以外 (事業拡大する部署の従業者 名名)
				②無給の家族従業者 : 名 (事業拡大する部署の従業者 名)	⑥臨時雇用者 名 (事業拡大する部署の従業者 名)
				③有給役員 名	⑦派遣従業者名 名 (事業拡大する部署の従業者 名)
				④正社員・正職員 名 (事業拡大する部署の従業者 名)	

2 事業内容

① 事業名

②事業概要 (事業拡大の場合、既存事業と新たに拡大する事業の区別が明確になるように記載して下さい。)

ア：事業概要

イ：事業実施に至る背景

ウ：事業性

エ：成長性

オ：継続性

③雇用創出人数	事業開始後、新たに勤務する 人数を記載してください。	④雇用開始日 (1年間のうちに 雇用する予定のあ る者全てについて 記載してください。)	⑤事業計画 期間	年 月 日～ 年 月 日
	うち、新たに週 20 時間以上 勤務する常用雇用人数を記 載してください。			

⑥都道県計画との整合性、国の基本方針との関連性

⑦事業計画期間全体に係る資金計画

(単位：千円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金			自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先)	
			うち、特定有人国境離島地域事業活動支援 利子補給金	
			その他(本事業の売上金、親族からの借入金等)	
	設備資金の合計			
運転資金			◎補助金申請額 (内訳)	
			(1)設 備 費： 千円 (2)改 修 費： 千円 (3)広 告 宣 伝 費： 千円 (4)店 舗 等 借 入 費： 千円 (5)人 件 費： 千円 (6)研 究 開 発 費： 千円 (7)島外からの事業所移転費： 千円 (8)従業員の教育訓練経費： 千円	
	運転資金の合計			
合 計			合 計	

【金融機関からの外部資金の調達見込みについて】

- 既に調達済み
- 補助事業期間中に調達見込みがある
- 将来的に調達見込みがある
- 特定有人国境離島地域事業活動支援
利子補給金の利子助成制度を利用(予定)

(千円)

補助金交付希望相当額の手当方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金 調達先：	
調達先：	
その他(調達先：)	

⑧業績評価指標

事業の実施にあたって以下のいずれかの業績評価指標を設定して下さい。

- 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
 売上高

⑨事業スケジュール

（申請に係る事業計画期間が1年間であっても3年間（これを超える場合には5年間）の計画を策定して下さい。）

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

⑩業績評価指標の達成計画

	直近年 (年月～年月期)	1年目 (年月～年月期)	2年目 (年月～年月期)	3年目 (年月～年月期)	4年目 (年月～年月期)	5年目 (年月～年月期)
売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益						
経常利益						
人件費						
減価償却費						

付加価値額							
設備投資額							
従業員数		人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
うち 雇用 創出 人数	20 時間 以上	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
	20 時間 未満	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)

3 当該年度に係る経費明細表

(単位：円)

費 目	事業費		経費の内訳
	全体事業費 (消費税抜)	交付申請額 (消費税抜)	
(1) 設備費			
(2) 改修費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費			
(6) 研究開発費			
(7) 市外からの事務所移転 費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合計			

4 他の補助金等の利用状況 (該当案件がある場合のみ記載)

<国の補助金 1 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<都道府県・市町村の補助金 1 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<国の補助金 2 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<都道府県・市町村の補助金 2 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

事業期間確認書

該当する項目に○を付けてください。

複数年度の申請を行う場合には、年度等を記載してください。

単年度申請（平成 29 年度のみ）

複数年度申請（平成 29 年度～ 年度）

※最長で平成 33 年度までの申請が可能です。

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印